［ 商 品 概 要 説 明 書 ］

令和5年12月1日　現在

1. 商品名	スペシャルマイカーローン
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満18歳以上満65歳以下で、最終返済時満70歳以下の方
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様 ・勤続年数1年以上の方、または個人事業主の場合は営業年数が1年以上の方 ・就職内定者と新卒者も可といたします ・前年度税込年収150万円以上の安定継続収入のある方 ・SMBCファイナンスサービス（株）の保証を受けられる方 ・当組合の営業地域内に居住あるいは勤務されている方 ・反社会的勢力に該当しない方
4. 資金使途	①自家用車（自動二輪を含む新車、中古車）の購入資金等 ②自家用車の修理、車検費用および用品購入資金、免許取得費用、ガレージの新築等自動車に関連する資金 ③①と②を資金使途とする他行ローン、クレジット等の借換資金で借入先口座へ振込ができるもの
5. 実行方法	原則、本人口座経由の振込指定といたします。但し、金額が50万円以内の場合はその限りではありません。
6. お借入金額	10万円以上500万円以下（1万円単位）
7. お借入期間	①6ヶ月以上10年以内（6ヶ月単位） ②借換資金については、残存期間に最長6ヶ月を加えて最長10年以内とします。
8. お借入金利	・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。
変動金利方式	・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、新長期ﾌﾟﾗｲﾑﾚｰﾄの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。
9. ご返済方法	・毎月元利均等返済、元利均等ボーナス併用返済（お借入金額の50%までﾎﾞｰﾅｽ月増額返済もできます。）
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・保証料は金利に含まれます。 ・新規証書貸付事務取扱手数料として2,200円が必要となります。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
11. 担保	不要
12. 申込時必要書類	用意いただく書類 ① 本人確認書類 （運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート）※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書（正本）または外国人登録票（写し）を追加提出いただきます。 ② 所得証明資料 給与所得者：源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点 自営業者：納税証明書（その2）、または税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる）確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点 ③ 資金使途確認資料 ・見積書、請求書、契約書等の写し （リース契約書は確認資料には該当しません） ④ その他確認資料　就職内定者の場合は内定通知書（写）、新卒者の場合は健康保険証（写）を徴求 記入いただく書類 ①ローン借入申込書（SMBC）②お客さまの個人情報の取扱いについて（当組合用） ③変動金利制適用に関する特約書

13. 事務取扱手数料	【新規融資事務取扱手数料】 新規融資実行 / 500万円未満 / 3,300円 500万円以上1,000万円未満 / 5,500円 1,000万円以上 / 11,000円 【繰上返済手数料】 全額繰上償還 / 当初借入額20万円未満 / 無料 当初借入額20万円以上120万円未満 / 3,300円 当初借入額20万円以上200万円未満 / 5,500円 当初借入額200万円以上 / 11,000円 一部繰上償還 / 都度 / 全額繰上償還に同じ 【その他条件変更手数料】11,000円

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置 紛争解決措置	**・苦情処理措置** ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。 【窓口：富山県信用組合総務部】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く） 電話0763-33-3351 受付時間 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧下さい。 ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp **・紛争解決措置** 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。 【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く） 電話 03-3567-2456 受付時間 午前9時～午後5時 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）